

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日翌日)

目 次

◇条 例 各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

条 例

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十二号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第九号)の

一部を次のように改正する。

本則中 「米子市 七人」「米子市 八人」を「八頭郡 五人」を「倉吉市 三人」「倉吉市 四人」に、「八頭郡 五人」を「八頭郡 四人」に、「西伯郡 四人」を「西伯郡 三人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十三号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取

県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「こえる」を「超える」に、「二万」を「四万」に、「一万五千」を「二万五千」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十四号

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「和解の仲介」を「あつせん」に改める。

第二条第三号中「和解の仲介委員」を「あつせん委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十五号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県営武道館

鳥取市

を

鳥取県営鳥取武
鳥取県営米子武

道館	鳥取市
道館	米子市

に改める。

第四条第一項中「鳥取県営武道館」を「鳥取県営鳥取武道館及び鳥取県営米子武道館」に改める。

第五条の表中

鳥取県営大山ジャンプ台

大山町

を

鳥取県営大
鳥取県営米

山ジャンプ台	大山町
子武道館	米子市

に改める。

別表中「別表」を「別表（第四条関係）」に改め、同表の一の表を次のように改める。

区	分	金		額	
		貸切りの場合	貸切りでない場合	高等学校の生徒学生又は一般人	
鳥取県宮鳥取武道館	柔剣道場	一時間につき 五〇〇円	一人一日につき 二〇〇円	一人一日につき 五〇〇円	
	補助道場	一時間につき 一〇〇円	一人一日につき 二〇〇円	一人一日につき 五〇〇円	
鳥取県宮米子武道館	会議室	一時間につき 一〇〇円			
	弓道場	一時間につき 一〇〇円			
鳥取県宮米子武道館	柔道場	一時間につき 二〇〇円	一人一日につき 二〇〇円	一人一日につき 五〇〇円	
	剣道場	一時間につき 二〇〇円	一人一月につき 二〇〇円	一人一月につき 五〇〇円	

別表の一の備考の2中「暖房器具」を「会議室において暖房器具」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項の表中

鳥取県宮武道館	鳥取市	鳥取県
鳥取市	米子市	鳥取県

に改め、同条第三項中「武道館」を「鳥取県宮

鳥取武道館」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県宮武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県宮武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県宮武道館の管理に関する規則（昭和四十六年六月鳥取県教育委員

会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県営武道館」を「鳥取県営鳥取武道館及び鳥取県営米子武道館」に改める。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第一号(第4条関係)

鳥取県営武道館道場貸切利用(会議室利用)許可申込書

職 氏 名 殿

次のおり鳥取県営(鳥取・米子)武道館を利用したいので、許可してください。

申込者住所

氏名

印

道場の種類	柔道場、剣道場、柔剣道場、補助道場、弓道場			
利用の目的				
入場料徴収の有無	有・無	入場料の額	円	
入場者予定人員				
利用の期間	年	月	日	時 分から 日 間
会場責任者			暖房の要否	要・否
	備 考			

- 1 道場の種類欄は、利用しようとする道場を○印で囲むこと。
- 2 柔剣道場の半面を利用しようとする場合は、摘要欄にその旨を記入すること。
- 3 会議室を利用しようとする場合は、※印欄のみ記入すること。

様式第2号 (第4条関係)

鳥取県営武道館道場貸切利用 (会議室利用) 許可書

住所
氏名 殿

次のとおり鳥取県営 (鳥取・米子) 武道館の利用を許可します。

年 月 日 職 氏 名 団

道場の種類又は会議室	
利用の目的	
利用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間
使用料の額	円
摘 要	

様式第3号 (第4条関係)

その1

当日利用券

表

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
利用券控	利用券
¥ _____	年 月 日
	鳥取県営 (鳥取・米子) 武道館
	No. _____

裏

1 この券に領収印の無いものは使えません。	
2 この券が使えるのは、本日だけです。	
3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。	

(縦4センチメートル、横9センチメートル)
備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校の生徒..... (高)
 - (2) 学生又は一般人..... (一般)
- 2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

その2

1 簡月利用券

表

<input type="radio"/> 利用券控 〒 _____	<input type="radio"/>	利	用	券	No.	年	月	日	発行
		年	月	日	から	日まで	年齢	歳	
住所 氏名		鳥取県営(鳥取・米子) 武道館							

裏

- この券に領収印の無いものは使えません。
- この券は、入館するとき係員に見せてください。
- この券は、記名者のほかは使用できません。
- この券は、武道館が貸切り等で利用されないときは、使用できません。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- この券を無くしたり、破つたり、汚したときは、すぐに届けてください。

(縦6センチメートル、横11センチメートル)
備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校の生徒..... **高**
 - (2) 学生又は一般人..... **一般**
- 2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第4号 (第5条関係)

表

<input type="radio"/> 武道教室参加証控 〒 _____	<input type="radio"/>	種	目	コース	No.	年	月	日	発行
		住所 氏名 学校名(勤務先) 教室期間	年	月	日	から	日まで	年齢	時間
鳥取県営(鳥取・米子)		武道館							

裏

- この参加証に領収印の無いものは使えません。
- この参加証は、表に書いてある武道教室に参加するときのほかは使用できません。
- この参加証は、入館するとき係員にみせてください。
- この参加証は、記名者のほかは使用できません。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- この参加証を無くしたり、破つたり、汚したときは、すぐに届けてください。

(縦6センチメートル、横11センチメートル)
備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校の生徒..... **高**
 - (2) 学生又は一般人..... **一般**
- 2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第5号 (第7条関係)

鳥取県営武道館使用料減免申請書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営(鳥取・米子)武道館の使用料を減免していただきますよう申請します。

年 月 日

申請者住所

氏名



道場の種類又は会議室	
利用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間
使用料の額	円
減免申請の額	円
減免を必要とする理由	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県営武道館の管理に関する規則様式第三号及び様式第四号による利用券及び参加証の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することとする。